

確定申告のお知らせ

2月18日(月)～3月15日(金)

所得税の確定申告について、申告相談の日程を左記のとおりお知らせします。
なお、収入の種類によって相談日が異なりますので、ご注意ください。

営業・不動産等で収支内訳書を添付して申告をされる方(香椎税務署職員受付)

- 【宇美町】
 - 日程 2月18日(月)、19日(火)
 - 会場 宇美町役場2階大会議室
- ※今年は、税務署職員受付日が確定申告受付開始初日となっておりますので、ご注意ください。
- 【志免町】
 - 日程 2月28日(木)、3月1日(金)
 - 会場 志免町役場2階第2会議室
- 【須恵町】
 - 日程 2月28日(木)、3月1日(金)
 - 会場 須恵町役場横保健センター1階
 - 受付時間(各会場共通) 9時半～11時、13時～15時

※不動産等の譲渡所得及び贈与税の相談は各役場ではできませんので、香椎税務署でお願いします。

年金や給与等の申告をされる方(宇美町職員受付)

- 日程 2月18日(月)～3月15日(金)
- ※原則、土日祝日を除きますが、2月24日の第4日曜日に限って申告受付をします。
- 時間 9時～11時、13時～15時
- 会場 宇美町役場2階大会議室
- ※収入の種類が営業・不動産等の方は宇美町職員では受付できませんので、香椎税務署職員来庁日(2月18日、19日)または香椎税務署で申告してください。

要介護認定による障害者控除対象者

認定書について

本人、控除対象配偶者または扶養親族が、次の①または②に該当する場合は、健康福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」を添付することで、障害者控除を受けることができます。証明書が必要な方は印鑑をご持参のうえお越しください。

- ①65歳以上で平成24年12月31日現在、介護保険の要介護1～5の認定を受けている方
- ②65歳以上で平成24年12月31日現在、引き続き6ヶ月以上臥床し、食事、排便等の日常生活に支障のある寝たきりの方

※障害者手帳等をお持ちの方は、手帳等の提示により、控除を受けることができます。

介護保険料納付証明書による社会保険料控除について

平成24年1月1日～平成24年12月31日までを支払われた介護保険料については、納付書でお支払いの方は保険料領収書、口座振替の方は口座振替納付済通知書(平成25年1月末頃発送予定)、特別徴収の方は年金保険者からの源泉徴収票等を添付して社会保険料控除を受けることができます。この他にも、健康福祉課で発行する「納付証明書」でも控除を受けることができますので、必要な方は身分証明書をこ持参のうえお越しください。なお、本人及び同居の親族以外の方が来庁する場合は委任状が必要です。

※各証明書発行には数日かかる場合があります。
■問い合わせ
健康福祉課介護高齢者支援係

TEL 934-2243 (直通)

※確定申告の宇美町での受付日程表等については、税務課窓口にて配布していますので、ご利用ください。

次の方は原則として所得税の確定申告が必要です

- ・2カ所以上の支払者から給与等を受けている方
- ・平成24年の途中で退職して年末調整が終わっていない方
- ・個人年金を受け取った方
- ・生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金を受取った方
- ※確定申告で不明な点がありましたら、税務署などの相談会場で記載方法などのアドバイスを行っておりますので、申告に必要な書類を準備して相談してください。

申告に必要なもの

- ◆所得を証明するもの
 - ・源泉徴収票や支払調書
 - ・給与や年金以外の方は、帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却の計算書など
- ◆控除を証明するもの
 - ・生命保険料及び地震保険料等の控除証明書
 - ・社会保険料控除証明書又は領収書
 - ・医療費控除を受ける方はその額を証明する領収書など
 - ・住宅借入金等の特別控除を受ける方は年末残高証明書等必要書類
 - ・障害者控除を受ける方は障害者手帳または障害者控除対象者認定書
- ◆その他
 - ・印鑑

所得税還付申告の方は、本人名義の口座番号等の控え※申告書が送付されて来た方は、申告会場に持参してください。

e-TAX(国税電子申告・納税システム)を利用しましょう!

e-TAXとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得しておけば(オンラインで取得できます)インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等のデータは、e-TAXを利用し自宅から税務署に送信できます。また、印刷した申告書は税務署に郵送等でも提出できます。

e-TAXを利用すると…

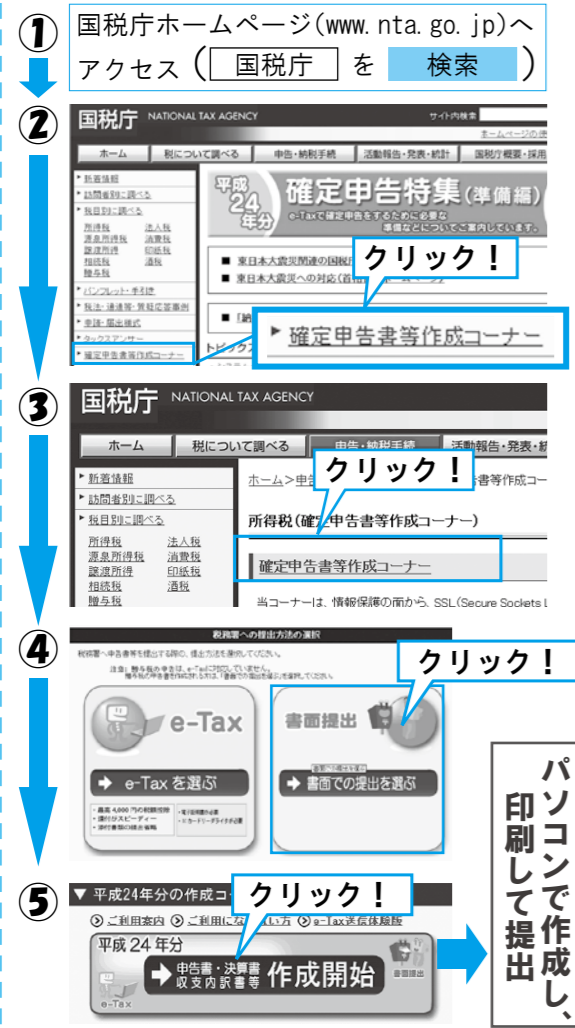
最高3,000円の税額控除
平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-TAXで行うと、所得税

額から最高3,000円の控除ができます。なお、平成19年から平成23年分の確定申告で、この控除を受けた方は、受けられません。

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院等の名称、支払金額等)を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。税務署から書類の提出または提示を求められることがありますので、確定申告期限から3年間は保管をお願いします。※その他詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】
香椎税務署 TEL 661-1031



平成24年分確定申告に関する主な税制改正

- ◎生命保険料控除が見直されました。
- イ 介護医療保険料控除の創設
- ロ 一般生命保険料控除の縮減
- ハ 個人年金保険料控除の縮減
- ☆イ十ロ十八の合計の上限は、所得税は12万円、住民税は7万円です。

住民税(町県民税)の申告について

所得税の確定申告をされた方は住民税の申告の必要はありません。

※給与や公的年金以外の所得金額が20万円以下で、所得税の確定申告を要しない場合でも、住民税の申告は必要です。

また、所得のない方は申告の必要はありませんが、国民健康保険に加入している方や非課税証明書が必要な方は、住民税の申告をしてください。

■問い合わせ
税務課町民税係 TEL 934-2242

介護保険制度で申告時に添付できる資料について

医療費控除添付資料に係るおむつ使用証明書について

おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降である方は、介護保険要介護認定に係る主治医意見書をもとに、健康福祉課で発行する「おむつ使用証明書」により、医療費控除を受けることができます。なお、申請の際には印鑑が必要です。

税務署からの休業日のご案内

税務署では閉庁日(土日祝日)は通常、相談及び申告書の受付は行っておりませんが、確定申告期間中は、福岡市内の税務署(福岡署、博多署、西福岡署、香椎署)においては平日以外にも2月24日、3月3日の日曜日に限り確定申告の相談・申告書の受付を行います。

※例年、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちをすることがありますので、ご了承ください。また3月に入りますと税務署などの窓口はさらに混み合います。早めの申告書提出の準備をお願いします。なお郵送での申告もできますので香椎税務署へ直接ご郵送ください。

提出・問い合わせ

〒813-8681
福岡市東区千早6丁目2番1号
香椎税務署個人課税第一部門
TEL 661-1031